

邑楽町告示第92号

平成19年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年8月31日

邑楽町長 久保田 文 芳

1. 期 日 平成19年9月6日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（15名）

1番	田部井 健 二 議員	3番	小 沢 泰 治 議員
5番	山 田 晶 子 議員	6番	岩 崎 律 夫 議員
7番	加 藤 和 久 議員	8番	金 子 正 一 議員
9番	小 島 幸 典 議員	10番	立 沢 稔 夫 議員
11番	小 倉 修 議員	12番	横 山 英 雄 議員
13番	本 間 恵 治 議員	14番	細 谷 博 之 議員
15番	相 場 一 夫 議員	16番	石 井 悦 雄 議員
17番	大 野 栄 議員		

○不応招議員（1名）

2番 黒 川 洋 子 議員

平成19年第3回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成19年9月6日（木曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 4 議案第 36号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 議案第 37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第 38号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 39号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 40号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第 41号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第10 議案第 42号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第11 議案第 43号 政治倫理の確立のための邑楽町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 44号 邑楽町税条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第 45号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第 46号 邑楽町農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例
- 第15 議案第 47号 邑楽町企業誘致条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第 48号 町道の路線認定及び廃止について
- 第17 議案第 49号 平成19年度邑楽町一般会計補正予算
- 第18 議案第 50号 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第19 議案第 51号 平成19年度邑楽町老人保健特別会計補正予算
- 第20 議案第 52号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第21 議案第 53号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第22 認定第 1号 平成18年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 2号 平成18年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 3号 平成18年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 4号 平成18年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第 5号 平成18年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第 6号 平成18年度邑楽町水道事業会計決算認定について

○出席議員（15名）

1番	田部井 健 二	議員	3番	小 沢 泰 治	議員
5番	山 田 晶 子	議員	6番	岩 崎 律 夫	議員
7番	加 藤 和 久	議員	8番	金 子 正 一	議員
9番	小 島 幸 典	議員	10番	立 沢 稔 夫	議員
11番	小 倉 修	議員	12番	横 山 英 雄	議員
13番	本 間 恵 治	議員	14番	細 谷 博 之	議員
15番	相 場 一 夫	議員	16番	石 井 悦 雄	議員
17番	大 野 栄	議員			

○欠席議員（1名）

2番 黒 川 洋 子 議員

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

久 保 田 文 芳	町 長
石 井 征 彦	副 町 長
川 田 定 昭	教 育 長
小 林 徳 義	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
神 谷 長 平	庁 舎 建 設 室 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
金 子 重 雄	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
並 木 邦 夫	生 活 環 境 課 長
増 尾 隆 男	保 險 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
中 村 紀 雄	都 市 計 画 課 長
岡 村 静 代	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
宮 沢 孝 男	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長
石 井 貞 男	水 道 課 長
遠 藤 幸 夫	学 校 教 育 課 長

堀 井 隆 生涯学習課長
大 塚 久 夫 監 査 委 員

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田 口 茂 雄 事 務 局 長
飯 塚 勝 一 書 記

◎開会及び開議の宣告

○横山英雄議長 ただいまから平成19年第3回呂楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時00分 開議]

◎諸般の報告

○横山英雄議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○横山英雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において岩崎律夫議員、加藤和久議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○横山英雄議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から19日までの14日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は19日までの14日間と決定しました。

◎日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○横山英雄議長 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の

説明を申し上げます。

人権擁護委員として法務大臣から委嘱されている3名の委員のうち、邑楽町大字秋妻241番地1、岩崎公珍氏、邑楽町大字赤堀527番地、堀越菊太郎氏の任期が平成19年12月末日をもって満了となりますので、引き続き次期委員として両氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第4 議案第36号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○横山英雄議長 日程第4、議案第36号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第36号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会につきましては、地方公務員法第7条第3項の規定に基づき3名の委員で構成しておりますが、邑楽町大字中野5736番地7、福地正氏の任期が平成19年9月15日に満了となりますので、引き続き同氏を次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第36号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○横山英雄議長 日程第5、議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員であります邑楽町大字光善寺275番地2、加藤一枝氏が平成19年9月30日に任期満了となりますので、次期委員として引き続き同氏を任命いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 議案第38号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

○横山英雄議長 日程第6、議案第38号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第38号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員であります呂楽町大字鶉299番地、前田光洋氏が平成19年9月30日に任期満了となりますので、次期委員として引き続き同氏を任命いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第38号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
めることについて

○横山英雄議長 日程第7、議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会につきましては、地方自治法第423条第2項の規定により、3名の委員で構成しておりますが、邑楽町大字篠塚甲2843番地、三ツ井稔司氏の任期が平成19年9月21日に満了となりますので、引き続き同氏を次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第8 議案第40号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき
同意を求めることについて

）

日程第10 議案第42号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき
同意を求めることについて

○横山英雄議長 日程第8、議案第40号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてから日程第10、議案第42号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてまでの3案を、関連がありますので一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 ただいま一括上程されました議案第40号、議案第41号、議案第42号の情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

情報公開・個人情報保護審査会を構成する3名の委員の任期が平成19年9月30日をもって満了となりますので、太田市東本町38番26-203号、神谷保夫氏、邑楽町大字石打985番地、関谷勝次氏、邑楽町大字狸塚1422番地、関田きよ子氏の3氏を引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより3案について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより議案第40号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第40号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第40号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第41号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第41号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第41号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第42号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第42号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第42号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第11 議案第43号 政治倫理の確立のための邑楽町長の資産等の公開
に関する条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第11、議案第43号 政治倫理の確立のための邑楽町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第43号 政治倫理の確立のための邑楽町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

郵政民営化法等及び証券取引法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律が改正されますので、整合性を図るため、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第43号 政治倫理の確立のための邑楽町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第44号 邑楽町税条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第12、議案第44号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第44号 邑楽町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、租税特別措置法等の改正により、地方税法等が改正されたことに伴い、邑楽町税条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第44号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第45号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第13、議案第45号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例を議題としま

す。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

- 久保田文芳町長 議案第45号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、郵政民営化法等の改正により、地方税法等が改正されたことに伴い、邑楽町都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第45号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第46号 邑楽町農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例

- 横山英雄議長 日程第14、議案第46号 邑楽町農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

- 久保田文芳町長 議案第46号 邑楽町農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正により、平成20年4月1日から邑楽町農畜産物処理加工施設を指定管理者制度に移行するため、指定管理者に係る条文を加え、規定の整備をする必要が生じたので、条例の全部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては産業振興課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 金子産業振興課長。

○金子重雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 議案第46号 邑楽町農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例について、補足説明を申し上げます。

条文につきましては、第1条から第14条までで構成されております。

第1条につきましては、条例の趣旨について定めたものでございます。

第2条につきましては、設置及び目的について定めたものでございます。

第3条は、加工施設の構成施設について定めたものでございます。

第4条につきましては、加工施設の事業について定めたものでございます。

第5条につきましては、加工施設の管理を地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせる旨を定めたものでございます。

第6条につきましては、指定管理者が行う業務を定めたものでございます。

第7条につきましては、加工施設の休業日について規則で定めるものでございます。

同じく第8条につきましては、加工施設の営業時間について規則で定めるものでございます。

第9条につきましては、加工施設の設備等の変更禁止について定めたものでございます。

第10条につきましては、加工施設の目的外使用の禁止を定めたものでございます。

第11条につきましては、施設、設備及び備品等を破損または滅失したものの損害賠償について規定したものでございます。

第12条につきましては、指定管理者の指定の手続については邑楽町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定による旨を定めたものでございます。

第13条につきましては、指定管理者が行う管理業務の基準等を定めたものでございます。

第14条につきましては、条例に規定された以外の取り扱いについて、規則等への委任を定めたものでございます。

附則につきましては、施行期日に関する規定で、平成20年4月1日から施行することを定めたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大野栄議員。

○17番 大野 栄議員 議案第46号 邑楽町農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の賛成討論を行います。

この件につきまして、指定管理者制度をするということでありますけれども、過日いろいろこう説明がありましたが、私は前から村おこしについては生産者も加工者も町もよくなるのが村おこしではないかということで、常々提案してきたわけですけれども、今回のこの要綱をいろいろ見えますと、もう少し精査する必要があるのではないかというふうに私は感じます。そういった意味を含めて、意見を申し伝えて討論とさせていただきますけれども、こういう議案書は常任委員会をやる前に協議事項全部わかるわけです。ですから、議案書も3日前に各議員に配付されるわけですから、最初からあらかじめわかっているものは即配付して、即決めるという方法はいかがなものかと思えます。ですから、執行者はその辺を気をつけて、常任委員会に提案協議するものは議案書と同じように二、三日前に議員の手元に行く、全員協議会に協議事項があるのであれば、二、三日前に議案書と同じような形で手元に配付いただければ、資料として研究ができるのではないかというふうに思います。

以上もちまして私の討論を終了します。

○横山英雄議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 これにて討論を終結します。

これより議案第46号 邑楽町農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第47号 邑楽町企業誘致条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第15、議案第47号 邑楽町企業誘致条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第47号 邑楽町企業誘致条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

企業の組織再編が進む中で、一部企業において景気の回復基調がうかがえますが、鞍掛第3工業団地等への優良企業の立地促進及び雇用促進を引き続き図るため、さらに3年間継続実施することに伴い、本条例を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行いたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第47号 邑楽町企業誘致条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第48号 町道の路線認定及び廃止について

○横山英雄議長 日程第16、議案第48号 町道の路線認定及び廃止について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第48号 町道の路線認定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

鶯区画整理事業及び民間開発等に伴い、町道の路線認定及び廃止を行いたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては土木課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 ただいま町長より提案されました議案第48号 町道の路線認定及び廃止につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます町道路線認定調書及び町道廃止調書のとおり、14路線を認定し、5路線を廃止いたしたく、道路法第8条第2項及び第10条第3項に基づきご提案いたします。また、それぞれの調書の整理番号と路線図の番号は符合しております。路線認定が延べ1,067.7メートル、路線廃止が延べ514.9メートルで、552.8メートルの増となる予定でございます。

なお、参考ですが、今回議決をいただきますと、町道の認定路線数は1,451路線、総延長45万8,714.4メートルになる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第48号 町道の路線認定及び廃止について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第49号 平成19年度邑楽町一般会計補正予算

○横山英雄議長 日程第17、議案第49号 平成19年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第49号 平成19年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,738万8,000円を追加し、予算の総額を89億2,936万7,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、町税の9,400万円、国庫支出金2,079万円、繰越金3億464万5,000円の増額と地方特例交付金1,697万8,000円及び繰入金6,324万2,000円の減額であります。

歳出の主なものは、総務費2億7,250万8,000円、民生費3,365万4,000円、土木費3,867万9,000円及び教育費2,506万4,000円を増額しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 ただいま上程されました一般会計補正予算についての若干説明を申し上げたいと思います。

歳入につきましては、先ほど町長の申し上げたとおりでよろしいかと思いますが、歳出について

ご説明を加えさせていただきます。

お手元に配付の補正予算書23ページ、24ページをお開きいただきたいと思います。5目の財政調整基金費ということで2億5,000万円を補正するものですが、内容としますと説明欄にございますように、財政調整基金2億円、減債基金5,000万円を計上するものであります。

次のページ、25、26をお開きください。2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費の1,546万3,000円の増でございますが、主に説明欄で徴収費、町税の過誤納付等に伴っての還付金及び加算金で1,500万円を計上したものであります。

また、29、30ページをお開きいただきたいと思います。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費におきます1,188万6,000円の増でございますが、30ページの説明、丸2つ目でございますが、介護保険特別会計繰出金492万3,000円、並びにその下の高齢者施設整備事業500万円、これらが主なものであります。

次に、41ページ、42ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋りょう費、3目の道路新設改良費4,604万2,000円の増でございますが、この内訳につきましては次の44ページをごらんください。2つ目の丸になります。道路新設改良事業ということで4,960万円を計上するものであります。また、中身につきましては路線測量費及び補償調査委託料130万円、道路整備工事4,350万円、その1つ置いて下の物件移転補償費400万円と、これらがその主な内容でございます。

次のページをお願いいたします。8款土木費、4項都市計画費、4目の公共下水道費で1,521万3,000円を減額するものでございますが、これは説明欄にございますように、下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

次に、51、52ページをお開きください。10款の教育費、3項中学校費、3目の学校建設費1,004万9,000円の増額を見込むものでございますが、これは中学校施設整備事業ということで、邑楽中学校耐震補強事業、体育館等の施設が耐震構造上大変弱い部分があるということで、体育館の使用が今の状態では不可能になってしまうということでございます。そういったことを踏まえまして、実施設計業務委託料513万5,000円、それと使えなくなる部分についてのプレハブを建てて使用していかざるを得ないということでのプレハブ賃借料が主なものであります。

次に、53、54ページをお願いします。同じく教育費、4項幼稚園費でございますが、幼稚園のやはり耐震診断をした結果、長柄幼稚園並びに高島幼稚園の園舎等が構造上問題があるということで、実施設計業務委託料をそれぞれ295万1,000円、251万円を計上するものであります。

以上が主な事業ということで想定している内容でございます。補足説明を終わらせていただきます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第49号 平成19年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第50号 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第18、議案第50号 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第50号 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,516万3,000円を追加し、予算の総額を27億3,805万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、療養給付費交付金、繰入金及び繰越金の増額と国庫支出金の減額であります。

歳出については、総務費、保険給付費及び諸支出金の増額と保険事業費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第50号 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第51号 平成19年度邑楽町老人保健特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第19、議案第51号 平成19年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第51号 平成19年度邑楽町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,442万7,000円を追加し、予算の総額を17億6,007万5,000円といたしたい次第であります。歳入については、繰越金の増額であります。歳出については医療諸費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第51号 平成19年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第52号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第20、議案第52号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

- 久保田文芳町長 議案第52号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,903万3,000円を追加し、予算の総額を12億7,881万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金及び繰越金の増額であります。

歳出については、総務費、保険給付費、積立金、諸支出金の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第52号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第53号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

- 横山英雄議長 日程第21、議案第53号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

- 久保田文芳町長 議案第53号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,349万7,000円を追加し、予算の総額を4億3,324万8,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、国庫補助金及び繰越金の増額であり、繰入金及び町債の減額であります。

歳出の主なものは、補償補填及び賠償金の増額と給与等職員人件費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第53号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前10時42分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を行います。

〔午前11時05分 再開〕

◎日程第22 認定第1号 平成18年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

）

日程第27 認定第6号 平成18年度邑楽町水道事業会計決算認定について

○横山英雄議長 日程第22、認定第1号 平成18年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第27、認定第6号 平成18年度邑楽町水道事業会計決算認定についてまでの6件について一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 認定第1号 平成18年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成18年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成18年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成18年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成18年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

について、認定第6号 平成18年度邑楽町水道事業会計決算認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成18年度各会計決算につきましては、地方自治法及び公営企業法の規定により、去る8月21日、22日の2日間にわたり監査委員の審査に付しまして、別紙のとおり監査報告として意見書をいただいておりますので、議会の認定をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 次に、監査委員から報告を願います。

大塚監査委員。

○大塚久夫監査委員 議長のお許しを得まして、監査報告を申し上げたいと思います。この決算審査につきましては、去る8月21、22日の2日にわたりまして、石井監査委員とともに関係課長の出席を求め決算の審査を行ったところでございます。

その結果につきましては、皆さんのお手元に印刷、配付のとおりでありますので、この意見書の朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思っております。

平成18年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成18年度邑楽町一般会計歳入歳出決算、平成18年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成18年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成18年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成18年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿証書類等を審査した結果については、下記のとおりであります。

記

1、審査期日 平成19年8月21日・22日

2、審査対象

- (1) 平成18年度邑楽町一般会計
- (2) 平成18年度邑楽町国民健康保険特別会計
- (3) 平成18年度邑楽町老人保健特別会計
- (4) 平成18年度邑楽町介護保険特別会計
- (5) 平成18年度邑楽町下水道事業特別会計

3、審査意見

(1) 一般会計

歳入総額	8,588,430,573円
歳出総額	8,100,644,246円
歳入歳出差引額	487,786,327円

平成18年度の一般会計決算額は上記のとおりであり、前年度と比較して歳入においては3.1%減、歳出においては0.1%の増と、ほぼ同程度の順調な決算となっております。

このことは、厳しい経済情勢の中で堅実に予算を編成し、健全な財政運営を行った結果と思われるます。

歳入においては、町税や繰入金、繰越金などの自主財源が増加した反面、施設整備の終了に伴う国庫支出金や町債の大幅な減少が見受けられます。

また、三位一体改革に伴う経過措置として、所得譲与税が新設されたことにより地方譲与税が増加した一方、地方交付税が大幅に減少しております。

町税収入38億4,611万円は、前年度と比較して2.1%の増で、歳入総額の44.8%を占めております。

今年度も町税に多額の不納欠損処理が見受けられますが、税は貴重な収入源であることから、できる限り債権確保に努力し、税収の確保を図る必要があると思われまます。

今後も交付税などの削減が予想されることや、これから本格的な税源移譲が実施され、町の自助努力が問われることから、徴収対策を強化し、徴収率の向上に努めることが必要と思われまます。

こうしたことから、今まで以上に税知識の普及と納税意識の高揚を図り、納税者の理解と協力を得て、より一層徴収率の向上に努力されるよう要望いたします

歳出においては、予算現額86億8,074万円に対し決算額は81億64万円で、一部繰越明許費繰越額がありましたので、執行率は93.3%となっております。

例年、決算書に繰越明許費を見受けまますが、繰越明許費は普通地方公共団体の会計年度独立の原則に対する例外規定であることから、安易に運用することのないよう希望いたします。

投資的経費については、歳出総額の17.9%を占め、前年度比14.7%の減となっております。

主な事業としては、庁舎建設事業、保健センター建設事業、町道幹線6号線、同じく19号線などの緊急地方道整備事業、町内各小中学校の天井扇設置事業等が挙げられます。

継続的事業としては、町道改良整備事業、用悪水路の改修事業、公園整備事業、土地区画整理事業等の生活環境整備事業を初め、第五次総合計画で計画された諸事業の推進がなされております。

経常的事業についても広範囲にわたる事務事業を推進し、環境保全・住民福祉の向上に寄与されたことがうかがわれます。

平成18年度の財政状況の概要については以上のとおりですが、時代の転換期を迎え、さらに少子高齢社会の到来、多様化する町民ニーズ等ますます増大する財政需要に対処するため、積極的な財源確保を図る必要があると思われまます。

今後、地方分権、行財政改革を推進する中において、最少の経費で最大の効果が得られますよう財政運営に努め、さらに時代に沿った事務事業の改善・見直しを行い、より一層の効率的な行政執行に努められることを期待するとともに、これからも健全財政を堅持されるよう希望いたします。

(2) 国民健康保険特別会計

事業勘定

歳入総額	2,674,541,649円
------	----------------

歳出総額	2,448,526,158円
歳入歳出差引額	226,015,491円

平成18年度国民健康保険特別会計事業勘定の決算額は上記のとおりであります。

歳入においては、前年度と比較して8.1%増であり、総額の30.8%を占める国民健康保険税は、前年度比0.9%の増となっております。

特に、退職被保険者分の保険税が前年度比22.5%と顕著な伸びを示しております。

国庫支出金においては、制度改正の影響により前年度比3.6%減少となった反面、療養給付費交付金が前年度比16.2%増、共同事業交付金が前年度比204.9%の増となっております。

一般会計繰入金においては、前年度比19.9%増となっております。

そして、これらの収入が主な財源で、合わせて総額の89.6%を占めております。

国民健康保険税は制度の要であり、徴収率は前年度よりわずかながら上昇したものの、77.9%と低いことから、より一層徴収率の向上に努力されるとともに、税の公平性を堅持されることを強く望みます。

歳出においては、前年度比5.6%増であり、総額の67.0%を占める保険給付費は16億3,972万円で、前年度比6.6%の増、老人保健拠出金は前年度比16.0%の減となり、合わせて総額の84.0%を占めております。

今年度は、退職被保険者の人数が大幅に増加したことから、同保険給付費が前年度比22.8%増となったことが大きな特徴であります。

国民健康保険事業は、団塊の世代が退職期を迎えることから本格的な高齢社会の到来や医療水準の高度化に伴う医療費の増加などから、今までにない厳しい状況が予想されることから、健全財政への条件整備が不可欠と思われれます。

保健センターが開設されたことにより、保健事業の充実改善を積極的に取り組み、被保険者の健康への認識と健康の保持増進に努めるとともに、医療費適正化を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されるよう強く希望いたします。

(3) 老人保健特別会計

歳入総額	1,773,978,743円
歳出総額	1,739,549,805円
歳入歳出差引額	34,428,938円

平成18年度の老人保健特別会計決算額は上記のとおりであります。

歳入においては、前年度比6.6%減であり、支払基金交付金は前年度比11.0%減、国庫支出金は前年度比0.2%の減で、これらを合わせて総額の81.8%を占めております。

歳出においては、前年度比4.6%減であり、総額の99.0%を占める医療諸費は、前年度比5.0%の減となっております。

総体的には、平成14年10月の制度改正による自己負担割合の増加や被保険者数の減少により、歳入歳出とも減少した結果となっております。

しかし、平成19年度からは、制度改正の影響がなくなることから、対象者は増加の一途をたどり、入院患者の増加や医療水準の高度化により、医療費はますます増大することが予想されます。

平成20年度から新たな高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）が創設されますが、今後も引き続き健康相談や健康教育等老人保健法による保健事業と連携し、医療の受給対象者に対して健康への自覚と適正な受診を呼びかけ、医療費適正化に積極的に取り組まれるよう希望いたします。

(4) 介護保険特別会計

歳入総額	1,144,344,028円
歳出総額	1,089,048,793円
歳入歳出差引額	55,295,235円

平成18年度の介護保険特別会計決算額は上記のとおりであります。

歳入においては、介護保険料が総額の19.9%を占め、前年度比43.0%の増、国庫支出金が前年度比2.2%増、支払基金交付金は前年度比2.7%減、一般会計からの繰入金は前年度比10.2%の増で、これらを合わせると総額の85.8%を占めております。

歳出においては、保険給付費が総額の91.1%を占めており、前年度比1.2%の増となっております。

平成18年4月から新たな介護保険制度が実施され、地域包括支援センターの開設や地域支援事業、地域介護・福祉空間整備事業などの地域包括支援ケアシステムの再構築がなされたわけですが、一日も早く制度の定着を図り、町民にとってよりよい介護サービスのあり方を常に模索・検討し、住民サービスの向上を図る必要があると思われま。

今後、高齢社会の到来により、要支援・要介護認定者が年々増加傾向にあることから介護制度の充実を図り、介護保険事業が公平で適切かつ健全に運営されるよう希望いたします。

(5) 下水道事業特別会計

歳入総額	527,612,759円
歳出総額	502,202,124円
歳入歳出差引額	25,410,635円

平成18年度の下水道事業特別会計決算額は上記のとおりであります。

歳入においては、前年度比12.5%減であり、一般会計からの繰入金と町債で総額の63.5%を占めております。

特に、下水道負担金の徴収率が77.6%と低いことや、下水道使用料の未収金が少額とはいえ倍増傾向にあることから、徴収率の向上に努力されるよう強く望みます。

歳出においては、下水道費が前年度比16.3%減、公債費が前年度比2.7%増となっており、総体

的には前年度比11.8%減となっております。

現在の下水道認可区域は、中野地区市街化区域の約60.7%にまで拡大し、そのうち供用開始区域は63.3%となっており、着々と整備が進んでおります。

下水道整備事業に多額の事業費を要することから、特定財源の確保に一層努め、下水道の長期計画と財政との調整を十分図りながら効率的で効果的な施設整備を行い、住民の快適な生活環境を確立するため努力されるよう望みます。

一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

平成19年 8月29日

邑楽町長 久保田 文 芳 様

邑楽町監査委員 大 塚 久 夫

邑楽町監査委員 石 井 悦 雄

続いて、公営企業であります水道事業の意見書でございます。

平成18年度邑楽町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成18年度邑楽町水道事業会計決算及び証書類等を審査した結果は下記のとおりであります。

記

- 1、審査期日 平成19年 8月21日
- 2、審査対象 平成18年度邑楽町水道事業会計
- 3、審査意見

水道事業収益	532,064,472円
水道事業費用	500,541,500円
当年度純利益	31,522,972円

平成18年度水道事業会計決算は上記のとおりであり、事業収益は前年度比2.4%減、事業費用は前年度比0.4%の減となっております。

建設改良工事においては、配水管布設工事を重点的に施工され、水の安定供給に努力されました。

事業収益においては、節水意識の定着に伴う有収水量の減少、新規加入世帯や給水人口の減少などが減収の主な原因と思われます。

事業費用においては、平成17年度に県水受水量の契約見直しを行ったことにより、受水費用が減少しております。

その結果、総体的には3,152万円の純利益を計上することができたものと思われます。

このことは、経営改善に鋭意努力された結果と思われ、今後も引き続き研究・検討を重ねてほしいと思います。

水は毎日の生活に欠くことのできないものであり、施設整備と経営改善に努められ、安全な飲料水を安定的に供給するため一層の努力をされ、財源の確保を図り、より健全な経営が行われますよう希望いたします。

なお、水道事業決算報告書及び損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書、その他付属書類を審査し、関係諸帳簿証書類を照合した結果、計数に誤りがなく、事務処理が適正に行われていたことを認めます。

平成19年 8月29日

邑楽町長 久保田 文 芳 様

邑楽町監査委員 大 塚 久 夫

邑楽町監査委員 石 井 悦 雄

以上で終わります。

○横山英雄議長 大変ご苦労さまでした。

これをもちまして提案説明及び監査報告を終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております平成18年度各会計の決算認定の件につきましては、後日それぞれの常任委員会を開催後に改めて審議したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 ご異議ないものと認めます。

よって、そのように取り扱うことにします。

◎散会の宣告

○横山英雄議長 以上で本日の日程は終了しました。

あすは午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

〔午前11時24分 散会〕